

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

田原

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 6 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

基本は個別による農地の利用権設定を行うが地区外にいる農地所有者など必要に応じて農地中間管理機構を活用する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

これまで守られてきた農地を引き続き耕作し、田原地区の農業をこれからも持続させる。地域の農業者の高齢化と少数化に対応するために、農業の低コスト化を推進するとともに、田原地区営農組合や個人農家が受け皿となり作業受託等を通し地域農業を持続させる。今後とも営農組織の活動が持続するよう10年後を見据え、組織のあり方、栽培作物、作物の販売方法等幅広く地域で議論をする。専業に関わりなく、地域の農業に携わる若い年齢層に農作業の参加を促進する。地域の地理的な条件を生かし品質の高い水稻採種等を継続する。